

## **2. 昨年成立した公的年金関係の法律**

- **年金改革法**
- **年金機能強化法の一部改正法**

# 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

### 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

### 3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

### 4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

### 5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

# 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

○ 労働参加の促進と年金水準の確保等のため、**500人以下の企業(※)について、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を可能とする。**【平成29年4月施行】

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

現行

○週30時間以上

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月～)

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 501人以上の企業等  
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

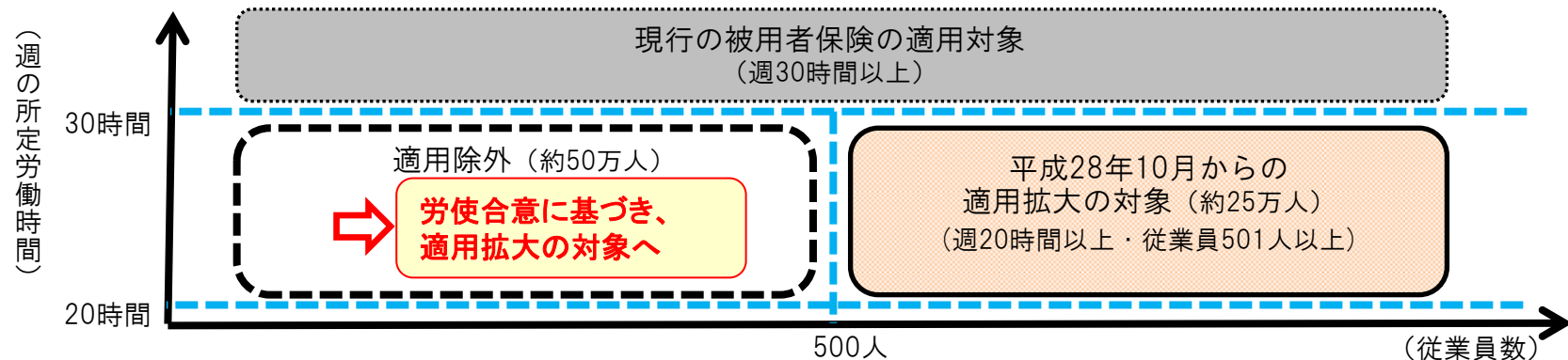
500人以下の企業等にも適用拡大

左記①～④の条件の下、**500人以下の企業等**について、

- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- ・国・地方公共団体は、**適用**とする

※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

## <被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を更に実施する予定。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)

※ 労使合意の方法など具体例を盛り込んだQ&A等を周知予定。

# 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

- 次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間(出産予定日の前月から4か月間)の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障する。(対象者:年間20万人程度の見込み) 【平成31年4月施行】
- この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引き上げ、国民年金の被保険者全体で対応する。

## 国民年金

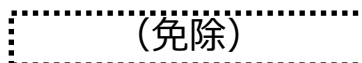
【保険料負担】

【年金給付】

全額納付者



【現行の免除制度】  
【全額免除の場合】



**産前産後期間の  
保険料免除者**



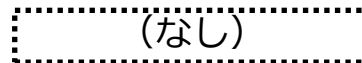
**第1号被保険者全体で負担  
(月額100円程度の追加負担)**

## 参考：厚生年金

【産休免除】



【3号被保険者】



厚生年金  
全体で負担

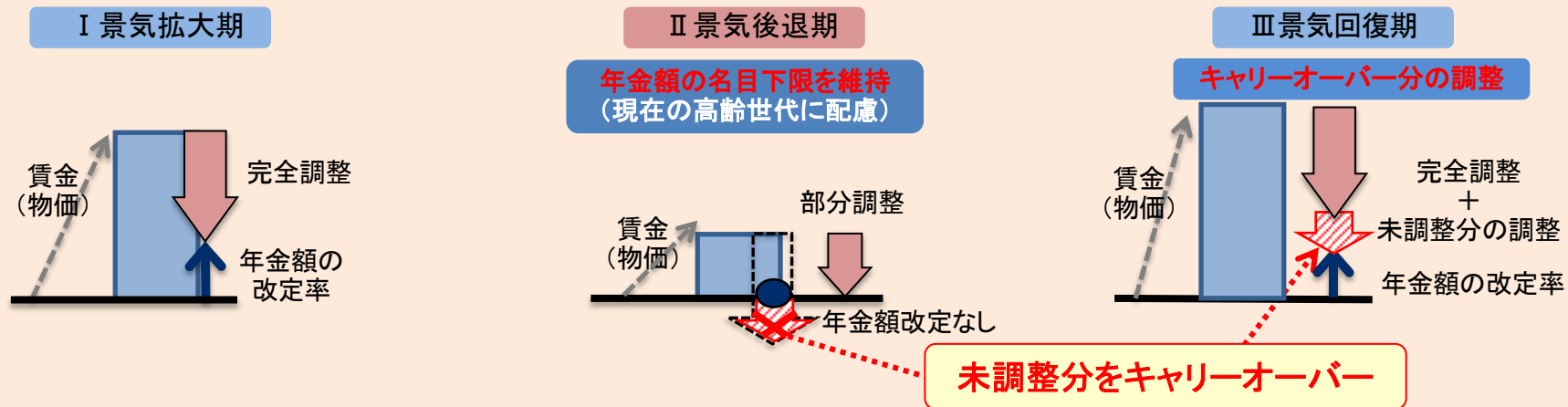
# 年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

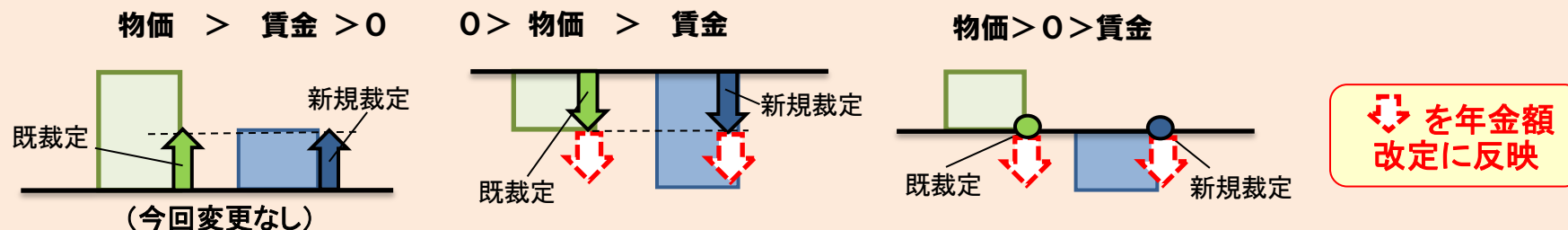
## ① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し (少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応)

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整 (高齢者の年金の名目下限は維持)



## ② 賃金・物価スライドの見直し (賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応)

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

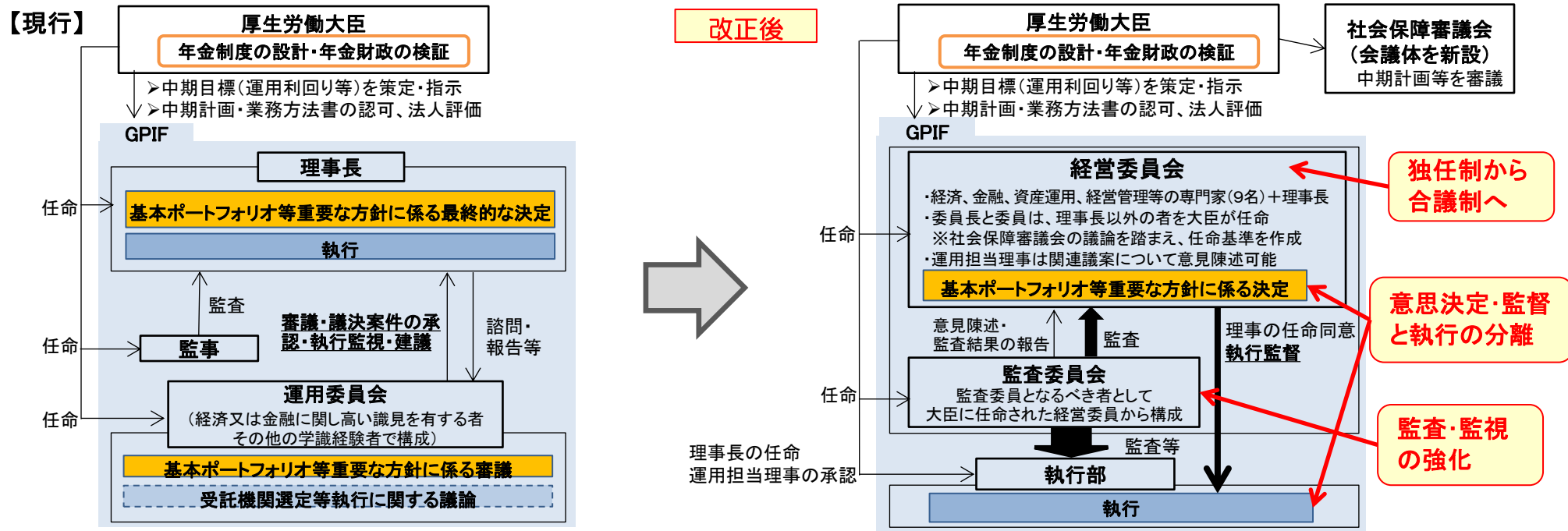


# 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し

- 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、**合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施**  
【平成29年10月施行】
- **年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加**  
【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、平成29年3月施行】

## ガバナンス改革

- ① **独任制から合議制への転換** ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定
- ② **「意思決定・監督」と「執行」の分離** ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化



## 運用方法の追加

- ① **リスク管理の方法の多様化** ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。
- ② **短期資金の運用方法の追加** ⇒ コール資金の貸付等を追加

※**検討規定**: 施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる

# 日本年金機構の国庫納付規定の整備

- 平成27年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を整備する。【平成28年12月27日施行】

## 1. 会計検査院の指摘(平成27年10月20日)

①機構は、保有財産を見直し、保有する合理的理由が認められない土地・建物について、国庫納付すること

②厚生労働省は、国庫納付させる適切な制度を整備すること

(注)3年間入居者のいない宿舍等として8宿舍・4事務所(※)を指摘

(※)土地の簿価 約14億円

建物の簿価 約1億円

## 2. 宿舍の現状(平成28年10月現在)

○宿舍 199宿舍(2,287戸)

※廃止予定の宿舍(8宿舍)を除く。

○入居者 1,634世帯

(平均入居率 71.4%)

○職員数 約2万人

うち、広域異動者 約3,800人

※機構の宿舍は、転居を伴う勤務地異動をしている者(広域異動者)のみが入居。

## 3. 対応

### ■制度の整備

不要財産 → 国庫納付

法改正により国庫納付に係る所要の規定を整備

独立行政法人については、平成22年の独立行政法人通則法改正で国庫納付規定が既に設けられており、日本年金機構法についても同様の規定を整備。

- ・ 不要財産についての処分の義務づけ
- ・ 不要財産の国庫納付の手續
- ・ 国庫納付した場合の資本金の減少(減資規定)

(参考)日本年金機構の宿舍等の見直し

- 会計検査院の指摘への対応 8宿舍・4事務所を処分・国庫納付
- その他の宿舍等についても、機構の業務改善計画の進捗を見極めつつ、耐用年数を踏まえ、処分や活用を計画的に実施

# 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)の概要

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、年金機能強化法(※)を改正し、施行期日等を改める。

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

## 概要

### 1. 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正

老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、**消費税10%引上げ時(※※)**から、**平成29年8月1日**に改める。  
(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる)

### 2. その他所要の規定整備

**施行期日 公布の日(平成28年11月24日)**

※※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

## (参考)

### 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日)(抄)

I. 一億総活躍社会の実現の加速、(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

②年金受給資格期間の短縮

無年金の問題は喫緊の課題であり、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出する。

## 対象者数

約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)  
上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人

## 所要額

約650億円(満年度ベース・平成30年度)  
初年度(平成29年度)は約260億円(29年9月~30年1月の計5ヶ月分の支給)



# 今後のスケジュール（主なもの）

- 年金改革法等の施行に向けた今後のスケジュールは、以下のとおりである。
- 今後、施行に向けた準備に万全を期していくとともに、改正の趣旨・内容等について、より一層の周知を図っていく。

平成29年	4月	中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大 施行
	8月	年金受給資格期間短縮（25年→10年） 施行
	10月	GPIFの組織等の見直し 施行
平成30年	4月	マクロ経済スライドに関する年金額改定ルールの見直し 施行
平成31年	4月	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除 施行
	10月	年金生活者支援給付金 施行
平成33年	4月	賃金に合わせた年金額改定ルールの見直し 施行

※ 平成31年には、次期財政検証も予定

# 年金改革法の広報について

- 年金改革法の趣旨や内容について、国民の皆様にご理解いただく観点から、厚生労働省ホームページに特設ページを開設。今後、コンテンツの一層の充実を図ることを予定。
- また、首相官邸ホームページにも関係資料(年金ニュース)が掲載されているので、併せて御参照いただきたい。

➤ 厚労省HP上の特設ページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000147284.html>

➤ 首相官邸HPに掲載済みの年金ニュース  
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/nenkin/>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 年金 > 年金・日本年金機構関係 > 年金改革法(平成28年法律第114号)が成立しました

**年金 年金改革法(平成28年法律第114号)が成立しました**

平成28年12月14日、第192回臨時国会において、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)」が成立しました(年金改革法)。

この法律は、少子高齢化が進む中で、公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるようにするとともに、制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的にも安心な年金制度を構築するものです。

**年金改革法が成立しました**

年金が、本当に「カット」されるのか？  
 どんな改革なのか？  
 年金の将来が、どのように安定していくのか？  
 などについて、お知らせします

**60歳未満で職に就いていない方**

- 60歳より前に無職になった場合、年金への加入が必要ですか。  
 20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります。年金の受給には、保険料を納付した期間等が10年以上<sup>※5</sup>必要です(老齢年金の場合)。  
<sup>※5</sup>平成29年8月、必要な期間が「2.5年」から短縮されます。保険料の免除や猶予をした期間を含みます。
- 専業主婦：主夫で保険料を払っていませんが、大丈夫でしょうか。  
 厚生年金の加入者の配偶者で、加入者に扶養されている方については、個人での負担は不要です。厚生年金の制度全体で保険料を負担しているからです。
- 年金記録の確認について教えてください。  
 基礎年金番号に結びついていない持ち主不明の年金記録が約2千万件あります。特に、転職が多い方、姓が変わったことがある方、いろいろな読み方があるお名前の方などは、年金記録を確認ください。なんきん定期便やなんきんネット、またはお近くの年金事務所を確認ができます。

**将来の年金を増やしたい方**

- 「パートで働いても厚生年金に入ると年金を増やせる」と聞きましたが、年金受け取り額が増加します。  
 現在、パート労働者で国民年金に加入している方は、厚生年金に加入すると将来の年金受け取り額が増加します。  
 週20時間以上勤務で、月額賃金が8万円以上の場合、厚生年金に加入できることとなりました。(大企業は平成29年10月から、中小企業等は平成29年4月から<sup>※4</sup>)。60歳以下の中小企業では、厚生年金に加入することについて労使合意が必要となります。
- もうすぐ65歳になりますが、年金を増やすことはできますか。  
 65歳以降に受給開始を繰り下げることによって年金が増加します。たとえば、受給を70歳まで待った場合には、65歳で受給するときよりも年金額が約4割増えます。
- 公的年金に上乗せしてもらえる年金があると聞いたのですが、iDeCo(イデコ、個人型確定拠出年金)や国民年金基金等に加入すれば年金額を増やせます。特にiDeCoは、60歳未満なら基本的な額でも加入できるようになりました(平成29年1月〜)。なお、掛金などについて所得税の優遇も受けられます。

イデコダイヤル(平成29年1月3日開始)  
 ☎070-05-1165  
 月～金曜日/10:00～20:00  
 土曜・日曜・休日、10:00～18:00

国民年金基金(0120-95-4192)  
 月曜～金曜/9:00～17:00  
 ※土曜・日曜・休日、12月29日～1月1日  
 3日はご利用いただけません。

年金請求等の手続等についてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで  
**0570-05-1165**  
0570-05-1165(音声)または0570-1165(メール) Tel. 05-6700-1165

厚労省 厚生労働省の受付は、毎日(お休みの日)9:30～19:00(急ぎの場合)9:30～17:15 土曜・日曜・祝日 9:30～18:00  
 ※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く、12月29日～1月1日)は受付時間短縮となります。  
 ※土曜・日曜・祝日(年末年始を除く)は、05-6700-1165(音声)でご利用いただけます。

# 年金制度の理解促進に向けた取組①

- 年金制度の意義や仕組みについて、国民の皆様に分かりやすくお伝えする観点から、厚生労働省のホームページに、年金制度の全体像を分かりやすく解説した資料(年金制度のポイント)などを掲載している。
- 今後、制度のポイントをより分かりやすく解説したパンフレットの掲載なども予定しているので、御参照いただきたい。

## ➤ 「年金制度のポイント」


<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/seido-h28-point.pdf>

## ➤ 「教えて！ 公的年金制度」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html>

**年金制度のポイント**  
～もしもの時、年金はあなたの力になれる！～

平成 28 年度



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省

1. 年金制度の全体像

1. 年金制度の全体像


なぜ公的年金制度は必要なのでしょうが

私たちの人生には、自分や家族が年を取ったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに社会全体で備える仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分で備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。個人や家族だけで対応しようとしても、必要な額の貯蓄ができなかったり、貯蓄のために必要以上に生活を切り詰めたり、家族や子どもにも頼ることができなくなったりすることもあるでしょう。これらに対しては、社会全体で対応した方が確実で効率的です。世代を超えて支え合うことで、その時々々の経済や社会の状況に応じた給付を実現することができます。

このように、公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

【社会の変化は予測できない】



【昔と今の物価の比較】

	1965年	2010年
鶏肉	71.8円	129円
牛乳(無)	20円	114円
うどん	1円	255円
カレーライス	105円	742円
コーヒー(無糖)	71.5円	411円
タクシー代	初乗 100円	710円
125cc	1車 5円	50円
ノートブック	1冊 30円	144円

(出典) 小倉建設経済調査

## 教えて！ 公的年金制度 公的年金制度はどのような仕組みなの？

### Q2 公的年金制度はどのような仕組みなの？

### A2 現役世代が払った保険料を高齢者に給付する、「世代間での支え合い」の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代(現役世代)が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え(これを賦課方式といいます)を基本とした財政方式で運営されています(保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています)。

また、日本の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

具体的には、自営業者など国民年金のみ加入している人(第一号被保険者)は、毎月定額の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金や共済年金に加入している人(第二号被保険者)は、毎月定額の保険料を会社と折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人(第三号被保険者)は、厚生年金制度などで保険料を負担しているため、個人としては保険料を負担する必要はありません。老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金などに加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金などを受け取ることができます。

このように、公的年金制度は、基本的に日本国内に住む20歳から60歳の全ての人が保険料を納め、その保険料を高齢者などへ年金として給付する仕組みとなっています。

# 年金制度の理解促進に向けた取組②

## ➤ 「いっしょに検証！公的年金」

<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html>

いっしょに検証！公的年金

～ 財政検証結果から読み解く年金の将来～

文字サイズの変更

標準

大

特大

財政検証レポート

厚生労働省  
ひ.く.ろ.し.あ.い.の.た.も.ち

はじめに

公的年金の意義

公的年金制度の仕組み

公的年金の財政

人口と経済

財政検証結果

第0話 財政検証のための人口と経済の見通し～どうなる、これからの日本

## 公的年金のこと、どのくらい知っていますか？

私たちのときにも  
公的年金はちゃんとあるの？

誤解

大丈夫です！

公的年金は、長期的に収支のバランスが  
取れる仕組みになっています。  
ちゃんと検証もしていますよ！

年金の仕組みや将来の見通しを  
図解・マンガで分かりやすく解説します。

第0話 はじめに



まずはここから！正しく理解しましょう。

皆さんは、公的年金制度のことをどのくらいご存知でしょうか？



[www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html)

ホーム > 20代の皆さんへ

### 20代の皆さんへ



給与明細に載ってる厚生年金の  
保険料って国民年金の保険料より  
高いけど、なにが違うの？

疑問

厚生年金に加入していると、  
全国共通の国民年金（基礎年金）に加えて、  
2階部分の年金を受け取れます。なので、  
国民年金だけのときよりも保険料が高いんです



公的年金について  
世代別に詳しく解説

10代の皆さんへ

20代の皆さんへ

30～40代の皆さんへ

50～60代の皆さんへ

受給者の皆さんへ

財政検証  
結果レポート

用語集

### なにが違う？「国民年金（基礎年金）」と「厚生年金」

● マンガで読む公的年金 第4話 日本の公的年金は「2階建て」

日本の公的年金制度には「国民年金（基礎年金）」と「厚生年金」があります。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は「国民年金（基礎年金）」、会社員や公務員など、お勤めをされている方はさらに「厚生年金」に加入します。

### 就職したら年金保険料が変わった！？

国民年金の保険料は、原則として全員が定額（平成28年度時点では16,260円）ですが、厚生年金の保険料は、毎月の収入に対する定率です（平成27年度末時点では17.828%）。そのため、厚生年金では、収入が高い人ほど多くの保険料を納めることになります。